

[別紙1] 販売プロセスに係る内部統制

会社名		決算期		調書 番号	
項 目	【様式6】 業務プロセスに係る内部統制	実施者		査閲者	
		完了日	・	査閲日	・

1. RCM （監基報315.17,25(3)(4)、監基報330.5,6(1)②,7-11,13,21(1))

No		特 別 な 検 討 を 必 要 と す る リ ス ク か 否 か	関連アサーション					関連する 内部統制 が、有効 か否か
			実 在 性	網 羅 性	権 利 と 義 務 の 帰 属	期 間 配 分 の 適 切 性	表 示 の 妥 当 性	
1	有効ではない受注取引が記録されることにより、未発生の上上及び実在しない上上債権が計上される。		○	○				
2	出荷処理が漏れることにより、上上及び上上債権の計上が漏れる。			○		○		
3	出荷記録が適時に記録されないことにより、上上及び上上債権が不適切な会計期間に計上される。					○		
4	誤った又は不正な上上日付の入力が行われ、上上及び上上債権が不適切な会計期間に計上される。					○		
5	誤った又は不正な上上単価・数量の入力が行われ、不正確な上上及び上上債権が計上される。		○	○		○		
6	出荷データが適切に総勘定元帳データに反映されず、不適切な会計仕訳が計上される。		○	○		○	○	
7	上上返品が適時かつ適切に処理及び記録されないことにより、未発生の上上及び実在しない上上債権が計上される。		○					

業務プロセス	販売プロセス
関連する取引種類、勘定残高、開示等	売上、売上債権
関連するアプリケーション・システム及び、全般統制の評価結果	販売管理システム： 有効 在庫管理システム： 有効 会計システム ： 有効
前期からの重要な変更の有無	無し

内部統制	起こり得る虚偽表示No. (注1)							頻度	手作業/ 自動/ 手+自動	アプリケー ション・シ ステム	整備状況の評価手続の立案及び評価結果			依拠するか	運用評価手続の立案及び評価結果											
											種類・時期・範囲	評価結果	W/P ref.		過年度の監査 証拠の利用	当期実施										
																期中				残余期間						
1	2	3	4	5	6	7									種類・時期・範囲 (注2)	評価結果	W/P ref.	種類・時期・範囲 (注2)	変更有無	評価結果	W/P ref.					
マスタメンテナンスを行う必要が生じた場合は、営業担当者が「マスタ登録・変更依頼書」を起票し、販売部門責任者の承認を得た上で情報システム部門担当者に作業を依頼する。 メンテナンス後、「マスタ登録・変更・削除ブルーフ」が出力され、情報システム部門責任者が申請書と照合し、ファイルされる。	P							都度	手作業	販売管理システム	マスタ登録手順書を査閲する。 「マスタ登録・変更依頼書」における販売部門責任者の承認証跡及び「マスタ登録・変更・削除ブルーフ」における情報システム部門責任者の承認証跡を確かめる。	Y		Y	N	当期に登録又は変更された取引先マスタから内部統制の頻度に応じた所定数のサンプルを抽出し、関連する「マスタ登録・変更依頼書」、「マスタ登録・変更・削除ブルーフ」を入手して、販売部門責任者及び情報システム部門責任者の承認証跡を確かめる。			販売部門責任者・情報システム部門責任者に質問を行い、内部統制（販売部門責任者による「マスタ登録・変更依頼書」及び情報システム部門責任者による「マスタ登録・変更・削除ブルーフ」の承認）に重要な変更がないことを確かめる。							
取引先マスタの内容については、1年に1度「取引継続確認一覧表」を出力し、各営業部に回付して登録内容の正確性及び削除の要否の確認を行う。確認済みの「取引継続確認一覧表」に基づいて、情報システム部門において取引先マスタの変更が行われる。更新後の「取引継続確認一覧表」を販売部門責任者が査閲し承認する。	P							年次	手+自動	販売管理システム	当期の「取引継続確認一覧表」を入手して、販売部門責任者の承認証跡を確かめる。	Y		Y	N	整備状況の評価が、運用評価手続を兼ねている。			内部統制（フォローアップ結果への販売部門責任者による査閲・承認）に重要な変更がないことを確かめる。							
受注は得意先からのEDIによる。EDI受注データは、マスタとの照合処理が行われる。マスタの情報と不整合であるために、エラーとなったデータは、「エラーリスト」に出力されるとともに、受注処理が保留される。 営業担当者は、エラー発生原因を調査し、得意先と調整を行う。その後、得意先からEDI受注データが再送信され、エラーが解決されたデータのみが受注データとして受け入れられる。	P							都度	手+自動	販売管理システム	EDI受注データのエラーチェックロジック情報を入手し、得意先コード・商品コード・価格の正確性や在庫引当不足がチェックされ、エラーリストが出力される仕様であることを確かめる。 エラーが発見されたサンプルに対して、エラーが解消されるまで受注処理が保留される仕組みであることを確かめる。 加えて、営業担当者により原因が調査されて得意先との調整が行われ、EDI受注データの再送信される等の適切な対応が行われていることを確かめる。	Y		Y	N	エラーの識別及びエラー取引の受注処理の保留に係る自動化された業務処理統制の有効性については、全般統制が有効であることを確かめた上で、左記の整備状況の評価結果を利用する。 エラーの発生頻度に応じた所定数のエラー取引をサンプルとして抽出し、エラー解消のために適切な対応が行われたことを確かめる。			機能（EDI受注データのチェックロジック及びエラー取引の保留処理）に変更がないことを確かめる。 内部統制（エラー取引の適切な対応）に変更がないことを確かめる。							
出荷時に、出荷担当者が、在庫管理システムに出荷確認入力を行う。なお、当日出荷予定データに対してのみ、出荷確認入力を行うことができる。 出荷日付については入力を行った日のシステム日付を自動で取得する。			P	P				都度	自動	在庫管理システム	仕様情報を入手し、当日出荷予定データに対してのみ、出荷確認入力を行うことができ、出荷日付はシステム日付を自動で取得するように制御されていることを確かめる。 出荷担当者の確認入力処理を観察し、当日出荷予定データに対してのみ、出荷確認入力を行うことができ、出荷日付はシステム日付を自動で取得していることを確かめる。	Y		Y	N	全般統制が有効であることを確かめた上で、左記の整備状況の評価結果を利用する。			出荷確認入力に係る在庫管理システムの機能が変更されていないことを確かめる。							

【別紙1】販売プロセスに係る内部統制

内部統制	起こり得る虚偽表示No. (注1)							頻度	手作業/ 自動/ 手+自動	アプリケー ション・シ ステム	整備状況の評価手続の立案及び評価結果			依拠するか	運用評価手続の立案及び評価結果										
											種類・時期・範囲	評価結果	W/P ref.		過年度の監査 証拠の利用	当期実施									
	期中			残余期間																					
	種類・時期・範囲（注2）			評価結果	W/P ref.	種類・時期・範囲（注2）										変更有無	評価結果	W/P ref.							
出荷確認入力後、在庫管理システムから出荷済みデータが販売管理システムに転送され、出荷予定データは「出荷済み」のステータスに変更される。 販売管理システムでは、「出荷済み」となった出荷予定データの出荷数量とマスタに基づき売上額が自動計算され、売上データが作成される。				P	P			日次	自動	販売管理システム	売上計算ロジック情報を入力するとともに、在庫管理システムから転送され出荷済みとなった受注データに対して、出荷数量、マスタデータに基づき売上額が正確に自動計算され、網羅的に計上される仕組みであることを確かめる。	Y		Y	N			全般統制が有効であることを確かめた上で、左記の整備状況の評価結果を利用する。			売上金額の自動計算のロジックに変更がないことを確かめる。				
会計システムでは販売管理システムから転送された売上データ（内部統制⑦において販売管理システムに反映された返品データはマイナスの売上データとして含まれる。）により、出荷日を売上計上日として自動仕訳が生成され売上計上される。						P	P	日次	自動	会計システム 販売管理システム	収益認識のロジック情報を入力し、出荷基準が採用されていることを確かめる。 売上計上の自動仕訳情報を入力し、売上の自動仕訳が適切に定義されていることを確かめる。 販売管理システム上の出荷確認データの件数及び合計金額と、会計システム上の対応する自動仕訳の件数及び合計金額とを照合して、両者が一致していることを確かめる。	Y		Y	N			全般統制が有効であることを確かめた上で、左記の整備状況の評価結果を利用する。			機能（自動仕訳）に変更がないことを確かめる。				
出荷部門責任者は、受領した返品された商品について、販売部門責任者の承認済みの「売上返品申請書」に基づき、対応する返品入力に関して、在庫管理システムに返品承認入力を行うことにより、返品データ（マイナスの出荷確定データとして扱われる。）が確定する。							P	都度	手作業	在庫管理システム	在庫管理システム上で確定された売上返品データを入力し、販売部門責任者承認済みの「売上返品申請書」と整合することを確認める。 販売管理システムの画面を閲覧し、当該売上返品データが販売管理システムに転送され、正確かつ完全に反映されていることを確かめる。	Y		Y	N			当期の売上返品取引から内部統制の頻度に応じた所定数のサンプルを抽出し、関連する「売上返品申請書」を入力して、販売部門責任者の承認証跡を確認める。 全般統制が有効であることを確かめた上で、左記の整備状況の評価結果を利用する。			出荷担当者に質問を行い、内部統制（販売部門責任者による「売上返品申請書」の承認）に重要な変更がないことを確かめる。 機能（返品取引の販売管理システムへの反映）に変更がないことを確かめる。				
職務分掌に従って、販売管理システム/在庫管理システムの権限は適切に設定されている。 ・マスタの登録・変更・削除（内部統制①）は、情報システム部門のマスタメンテナンス担当者のみ実行可能 ・出荷確認入力（内部統制④）は出荷担当者のみ実行可能。返品承認入力（内部統制⑦）は出荷部門責任者のみ実行可能	P							都度	自動	販売管理システム 在庫管理システム	販売管理システム/在庫管理システムの実機のアカウントテーブル（又は実機から出力されたアカウント一覧）と職務分担表等を照合して、職務分担と権限設定が整合していることを確かめる。	Y		Y	N			全般統制が有効であることを確かめた上で、左記の整備状況の評価結果を利用する。			権限の設定状況に変更がないことを確かめる。				
月次決算時に、販売管理システムから「売上・返品・未出荷サマリーレポート」が出力され、販売部門責任者によって必要な処理が漏れている取引がないか査閲されている。	D	D	D	D	D	D	D	月次	手+自動	販売管理システム	「売上・返品・未出荷サマリーレポート」の分析について、十分な精度で分析が行われるように分析手順のマニュアルが整備されていることを確かめるとともに、営業担当者により行われた分析について販売部門責任者による査閲が行われ、査閲の証跡が残されていることを確かめる。 「売上・返品・未出荷サマリーレポート」の出力仕様を確認し、分析に必要な情報が正確かつ網羅的に抽出できる仕様であることを確かめる。 当月分の売上・返品データを入力し、CAATを利用した再実施手続を行って「売上・返品・未出荷サマリーレポート」の信頼性を確かめる。	Y		Y	N			内部統制の頻度に応じた所定数のサンプルを抽出し、販売部門責任者による「売上・返品・未出荷サマリーレポート」の分析結果の承認証跡を入力する。分析手順のマニュアルを入力し、十分な精度でモニタリングされていることを確かめる。 左記の整備状況の評価結果を利用する。			残余期間の内部統制の頻度に応じた所定数のサンプルを抽出し、販売部門責任者による「売上・返品・未出荷サマリーレポート」の分析結果の承認証跡を入力する。 「売上・返品・未出荷サマリーレポート」の出力仕様のロジックが変更されていないことを確かめる。				
デザインの評価結果																									

注 1：記載した内部統制が、「起こり得る虚偽表示」に対し防止的統制である場合には、“P”を、発見的統制である場合には、“D”を記載する。
注 2：全般統制の整備又は運用状況に不備が存在する場合、業務処理統制の運用評価手続の範囲を拡大させることを検討する。（I T 実6号,48）

[別紙2] 購買プロセスに係る内部統制

会社名		決算期		調書 番号	
項 目	【様式6】 業務プロセスに係る内部統制	実施者 完了日	・	査閲者 査閲日	・

業務プロセス	購買プロセス
関連する取引種類、勘定残高、開示等	仕入、仕入債務
関連するアプリケーション・システム及び、全般統制の評価結果	購買管理システム： 有効 在庫管理システム： 有効 会計システム： 有効
前期からの重要な変更の有無	無し

1. RCM（監基報315.17,25(3)(4)、監基報330.5,6(1)②,7-11,13,21(1)）

No	起こり得る虚偽表示	特 別 な 検 討 を 必 要 と す る リ ス ク か 否 か	関連アサーション					関連する 内部統制 が、有効 か否か
			実 在 性	網 羅 性	権 利 と 義 務 の 帰 属	評 価 の 妥 当 性	期 間 配 分 の 適 切 性	
1	有効でない発注取引が記録されることにより、未発生の仕入及び実在しない仕入債務が計上される。		○	○				
2	入荷品の検収処理が漏れることにより、仕入及び仕入債務の計上が漏れる。			○				
3	入荷品の検収処理が適時に記録されないことにより、仕入及び仕入債務が不適切な会計期間に計上される。					○		
4	検収処理済みの入荷品の金額の計算を誤ることにより、不正確な仕入及び仕入債務が計上される。				○	○		
5	仕入（仕入債務）データが適切に総勘定元帳データに反映されず、不適切な会計仕訳が計上される。			○	○			
6	仕入返品が適時かつ適切に処理及び記録されないことにより、未発生の仕入及び実在しない仕入債務が計上される。		○					
7	不適切な支払処理が行われることにより、仕入債務が過大あるいは過小に計上される。		○	○	○			

内部統制	起こり得る虚偽表示No. (注1)							頻度	手作業/ 自動/ 手+自動	アプリケーション・システム	整備状況の評価手続の立案及び評価結果			依拠するか	運用評価手続の立案及び評価結果							
											種類・時期・範囲	評価結果	W/P ref.		過年度の監査 証拠の利用	当期実施						
	期中			残余期間																		
	種類・時期・範囲 (注2)		評価結果	W/P ref.	種類・時期・範囲 (注2)		変更有無									評価結果	W/P ref.					
取引先マスタの登録・変更・削除を行う場合、購買部門担当者が「マスタ登録・変更依頼書」を起票し、購買部門責任者の承認を得た上で情報システム部門に作業を依頼する。	P							都度	手作業	購買管理システム	当期の「マスタ登録・変更依頼書」を入手して、購買部門責任者の承認証跡を確かめる。	Y		Y	Y	当期に登録又は変更された取引先マスタから内部統制の頻度に応じた所定数のサンプルを抽出し、関連する「マスタ登録・変更依頼書」を入手して、購買部門責任者の承認証跡を確かめる。			内部統制（購買部門責任者による「マスタ登録・変更依頼書」への承認）に重要な変更がないことを確かめる。			
購買部門責任者は、購買部門担当者が「取引先継続確認一覧表」に基づいて実施した、取引先マスタの登録内容の正確性及び削除の可否の確認結果を査閲し承認する。	P							年次	手+自動	購買管理システム	当期の「取引先継続確認一覧表」を入手して、購買部門責任者の承認証跡を確かめる。	Y		Y	N	整備状況の評価が、運用評価手続を兼ねている。			内部統制（購買部門責任者によるフォローアップ結果への査閲・承認）に重要な変更がないことを確かめる。			
購買管理システムでは、取引先マスタに登録されている仕入先、購買物品の発注のみ入力することが出来るように制御されている。	P							都度	自動	購買管理システム	取引先マスタデータと整合する発注データのみが記録される仕様であることを観察して確かめる。	Y		Y	N	全般統制が有効であることを確かめた上で、左記の整備状況の評価結果を利用する。			機能（取引先マスタに登録されている仕入先、購買物品の発注のみ入力できる。）に変更がないことを確かめる。			
購買管理システムに入力された発注データは、承認権限者（購買部門責任者）による承認入力により、発注残データとして確定する。また、承認された発注データは、在庫管理システムに転送されて、入荷予定データとして記録される。	P							都度	自動	購買管理システム 在庫管理システム	購買管理システム上の発注残データを入手して、承認権限者（購買部門責任者）の承認フラグが記録されていることを確かめる。 また、在庫管理システム上の入荷予定データを入手して、発注残データと一致していることを確かめる。	Y		Y	N	全般統制が有効であることを確かめた上で、左記の整備状況の評価結果を利用する。			権限の設定状況（購買部門責任者のみに権限が付与されている。）及び機能（承認済発注データが入荷予定データとして記録される。）に変更がないことを確かめる。			
検収部門担当者は指定納品書と納品物の一致を確かめ、一致していれば指定納品書に検印を押印する。		D						都度	手作業	—	指定納品書の綴りを査閲し、検印が押印されていることを確かめる。	Y		Y	N	内部統制の頻度に応じた所定数の指定納品書をサンプルとして抽出し、適切に処理されていることを確かめる。			内部統制（検収部門が指定納品書と納品物の一致を確かめ、一致していれば指定納品書に検印を押印する。）に変更がないことを確認する。			
検印押印済みの指定納品書をバーコードリーダーで読み取らせると、在庫管理システム上の該当する入荷予定データとリアルタイムで自動的に照合され、一致したもののみ入荷データに変更される。			P					都度	自動	在庫管理システム	納品情報と入荷予定データが一致したもののみ入荷データに変更される仕様であることを観察して確かめる。	Y		Y	Y	全般統制が有効であることを確かめた上で、左記の整備状況の評価結果を利用する。			機能（照合及び入荷データへの変更）に変更がないことを確かめる。			

[別紙2] 購買プロセスに係る内部統制

内部統制	起こり得る虚偽表示No. (注1)							頻度	手作業/ 自動/ 手+自動	アプリケー ション・シ ステム	整備状況の評価手続の立案及び評価結果			依拠するか	運用評価手続の立案及び評価結果							
											種類・時期・範囲	評価結果	W/P ref.		過年度の監査 証拠の利用	当期実施						
	期中				残余期間																	
	種類・時期・範囲（注2）		評価結果	W/P ref.	種類・時期・範囲（注2）		変更有無									評価結果	W/P ref.					
検収部門責任者は、未検収となっている当日入荷予定データを「未検収リスト」として日次で在庫管理システムから出力する。検収部門担当者は未検収の原因を調査し、その結果を検収部門責任者が承認する。		D						日次	手+自動	在庫管理システム	在庫管理システム上の特定日の入荷予定データを入手して、入荷予定日を経過しかつ検収済みフラグが記録されていない入荷予定データを抽出した上で、当該特定日の「未検収リスト」データと照合することにより、「未検収リスト」の自動生成機能の正確性・網羅性を確かめる。未検収リストを入手して、検収部門責任者の承認証跡を確かめる。	Y		Y	N	未検収リストの自動生成機能については、全般統制が有効であることを確かめた上で、左記の整備状況の評価結果を利用する。 また、未検収リストに関する内部統制の頻度に応じた所定数の未検収リストをサンプルとして抽出し、検収部門責任者の承認証跡を確かめる。			機能（未検収リストの自動生成）に変更がないことを確かめる。 内部統制（未検収原因の調査結果を検収部門責任者が承認）に変更がないことを確かめる。			
購買部門責任者が日次で購買管理システムの締切処理を実行することにより、在庫管理システム上の入荷データは購買管理システムに転送されて仕入（仕入債務）データとして記録される。			P					日次	自動	購買管理システム、 在庫管理システム	在庫管理システム上の入荷データ及び購買管理システム上の仕入（仕入債務）データを入手し、締切処理フラグが記録された入荷データと仕入（仕入債務）データを照合して、両者が整合していることを確かめる。	Y		Y	Y	全般統制が有効であることを確かめた上で、左記の整備状況の評価結果を利用する。			機能（締め処理）に変更がないことを確かめる。			
購買管理システムでは、在庫管理システムからの入荷データの転送時に仕入金額が自動で計算される。				P				日次	自動	購買管理システム	購買管理システム上の仕入（仕入債務）データを入手し、再計算を実施して仕入（仕入債務）金額が正確に計算されていることを確かめる。	Y		Y	N	全般統制が有効であることを確かめた上で、左記の整備状況の評価結果を利用する。			機能（仕入金額の自動計算）に変更がないことを確かめる。			
会計システムでは、購買管理システムから転送された仕入（仕入債務）データ(返品データ含む)により、検収日を取引日として仕入、買掛金等の自動仕訳が起票される。					P			日次	自動	購買管理システム、 会計システム	購買管理システム上の仕入（仕入債務）データの件数及び合計金額と、会計システム上の対応する自動仕訳の件数及び合計金額とを照合して、両者が一致していることを確かめる。 また、検収日が仕入計上日となっていることを確かめる。	Y		Y	N	全般統制が有効であることを確かめた上で、左記の整備状況の評価結果を利用する。			機能（自動仕訳）に変更がないことを確かめる。			
購買部門担当者が、購買依頼部門責任者の承認済みの「仕入返品申請書」に基づき、購買管理システムに返品入力すると、「仕入返品一覧」が出力される。購買部門責任者が、「仕入返品申請書」と「仕入返品一覧」とを照合して一致を確認した後、購買管理システム上で仕入返品処理を承認することにより、仕入返品データが確定する。					P	P		都度	手+自動	購買管理システム	購買管理システム上の仕入返品データを入手し、購買部門責任者の承認フラグが記録されていることを確かめる。また、仕入返品データからサンプルを抽出し、関連する「仕入返品申請書」を入手して、購買部門責任者の承認証跡を確かめる。	Y		Y	N	購買管理システム上の仕入返品データの承認フラグの記録については、全般統制が有効であることを確かめた上で、左記の整備状況の評価結果を利用する。 また、仕入返品データから内部統制の頻度に応じた所定数のサンプルを抽出し、関連する「仕入返品申請書」を入手して、購買部門責任者の承認証跡を確かめる。			機能（仕入返品処理）に変更がないことを確かめる。 内部統制（購買部門責任者が、「仕入返品申請書」と「仕入返品一覧」とを照合して一致を確認、購買管理システム上で仕入返品処理を承認）に重要な変更がないことを確かめる。			
確定した仕入返品データはリアルタイムで在庫管理システムへ転送され、返品データとして記録される。検収部門責任者が在庫管理システム上で返品データを承認することにより、返品データ（マイナスの入荷データ）が確定されるとともに、返品伝票が出力される。検収部門担当者は商品に返品伝票を添付の上、返品出荷処理を行う。						P		都度	自動	購買管理システム、 在庫管理システム	購買管理システム上で確定した仕入返品データが在庫管理システムへ転送され、返品データとして記録される仕様であることを確かめる。また、返品データの承認及び確定により、返品伝票が出力される仕様であることを確かめる。	Y		N	N	－			－			
職務分掌/分担に応じて、購買管理システム上の権限区分が設定されている。 ・取引先マスタの登録・変更・削除は、情報システム部門担当者のみ実行可能 ・発注データの承認入力は購買部門責任者のみ実行可能 ・購買部門責任者は発注入力ができない。 ・購買管理システム上の締切処理は、購買部門責任者のみが実行可能	P							都度/ 日次	自動	購買管理システム	購買管理システムの実機のアカウントテーブル（又は、実機から出力されたアカウント一覧）と職務分担表等を照合して、職務分担と権限設定が整合していることを確かめる。	Y		Y	N	全般統制が有効であることを確かめた上で、左記の整備状況の評価結果を利用する。			権限の設定状況に変更がないことを確かめる。			
デザインの評価結果																						

注１：記載した内部統制が、「起こり得る虚偽表示」に対し防止的統制である場合には、“P”を、発見的統制である場合には、“D”を記載する。

注２：全般統制の整備又は運用状況に不備が存在する場合、業務処理統制の運用評価手続の範囲を拡大させることを検討する。（IT実6号.48）